

環境影響評価審査会 姫路天然ガス発電所部会（第1回）会議録

- 1 日時：平成29年1月5日（木） 11時55分～12時40分
- 2 場所：姫路・西はりま地場産業センター 501会議室
- 3 議題：姫路天然ガス発電株式会社（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画に係る環境影響評価方法書の審査について
- 4 出席委員：島委員（部会長）、住友委員、田中委員、益田委員、別府委員
- 5 兵庫県：環境影響評価室長、審査情報班長他班員2名
自然環境課、水大気課、温暖化対策課
- 6 配付資料
資料1 環境影響評価法の手続の流れ（（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画）
資料2 （仮称）姫路天然ガス発電所新設計画環境影響評価方法書
騒音・振動・低周波音（第1回部会ご説明資料）
- 7 議事概要

事務局が資料1により、手続きの流れについて説明した後、資料2により、騒音・振動・低周波音に係る調査、予測及び評価について説明。

〔質疑〕

（委員）

方法書の267頁の第6-2-1表(9)について、現地調査の調査地点は、279頁の「資材の搬出入」の表6-2-1の図(3)に示す主要な輸送経路沿いの4地点とすとなっているが、一番左上の地点は、妻鹿38号線で、右の2地点は国道250号と白浜150号線であるが、真ん中の地点は白浜149号線なのか。

（事業者）

そのとおりである。

（委員）

白浜149号線だったら、250頁の下から4行目に工事用資材等の搬出入等に使用する計画であるとおおり、一般国道250号、市道妻鹿29号、市道38号とあって、妻鹿29号についてはどこの地点で測定するのか、あるいは、どこかの測定結果を代用するのかどうかを確認したい。図に示された地点では妻鹿29号線の測定点が分からない。妻鹿29号線についての測定点が抜けているのではないか。

（事業者）

妻鹿29号線の東西のところに関しては民家がない。地図では、ずっと西の方から一般国道250号があり、左端に測定点があって、ここから妻鹿38号線に入っていくが、その赤丸のところには住居がある。ここから青い線をまた横切るがこれは橋の下をくぐるような形で下っていく。ということで、西からくる妻鹿38号線と妻鹿29号線を通るところが最初の西側の測定点で代用している。

(委員)

市道妻鹿 38 号線か。これが代用する道路ということか。

(事業者)

はい。妻鹿 29 号線とそのまま繋がっており、他に流入する主な道路もないため、ここの位置で代表する。

(委員)

分かった。方法書の 250 頁の表現がこのままであれば、妻鹿 29 号線が主な道路と書いてあるので、その辺りの表現を少し改めてもらったほうがよいと思う。

(事業者)

表現を改めさせていただきます。

(委員)

方法書の 270 頁の「5. 調査期間等現地調査」で、調査期間として騒音の状況を代表する平日と休日になっている。こう書かれているが、平日と休日で搬入車両が違うなど稼働状況は変わるのか。

(事業者)

ここに関しては施設の稼働ということで、発電所からの騒音ということになる。発電所の場合、通常は平日と休日で稼働状況に差はないと思っている。ただし、今日見ていただいたように、周りに少し工場等があるため、そちらの方が平日と休日で状況が違ってもいいかもしれないということを想定して、念のため休日も調査することで考えている。

(委員)

その辺をここで配慮するということか。

(事業者)

はい。

(委員)

分かった。もう一つは、私が考えるには、平日と休日というよりは、むしろ風向・風速をもう少し意識した方がよいと思う。例えば今日のように北風の強い日は、少々音を出しても北側に音はいかない。その辺のことがどこかに記述されていれば、よりきっちりとした調査になるのかなと思う。これは低周波音にも当てはまる。現地調査をする場合は、風向・風速も考慮に入れながら測定時期を考えてもらった方がいいかと思う。

(事業者)

調査時期については、今のところ秋ごろ、あるいは春ごろのあまり風が強くない時を考えている。実際調査中には当然気象の調査を行っているので、測定した時の風向・風速は把握できる。なお、測定する時は、当然まだ発電所が稼働する前の状況なので、現在周辺にある工場等の音がどうかということになるかと思う。

(委員)

方法書の 275 頁の低周波音について、調査地域として約 1 km という目安を考えられているが、測定点の地図を見ると、だいたい 500m ぐらいになっている。騒音と振動、特に振動は 100m も離れてしまえばほとんど問題ないと判断しており、騒音

の方もここから出る音が周辺に環境影響評価を及ぼすことはないと思うが、低周波の場合は、もう少し遠い所まで伸びるのではないかという色々な調査結果もあるので、今の住宅側で3地点測定するが、範囲としてわざわざ1kmを想定しているならば、もう少し遠い所も考えた方がよいのではないかと思う。

(事業者)

ご意見ありがとうございます。今日も通った幹線道路があり、さすがにそれを越えた地点で発電所の影響を把握するのは難しいと思われ、今回は幹線道路の手前側に設定している。

(委員)

浜手緑地の手前側に家らしきものがあるが、実際に住居があるのかどうか知りたい。

もう一つは、今日見学した際、右側に住宅地があったが、あそこは工業地域か。

(事業者)

二つ目の質問について、発電所計画地に最も近い住居系地域になっている。

(委員)

一角だけが住居系地域なのか。

(事業者)

そうです。扇状のところである。方法書でいうと141頁で、東側の飛び地の工所用仮設の一角から少し北に上がった所の黄色い部分で、ここが第1種住居地域ということで、一番近い住居系地域である。ここが東側の四角い色の調査地点になっている。

(委員)

事業予定地とは接しておらず、間に第4種地域が入ってくるということか。

(事業者)

そうである。

最初のご質問の浜手緑地の手前側については、方法書の141頁でいうところの工業地域になっている。実際現地をGoogle earth等で見ると、ハイツのようなものが建っており、おそらく人が住んでいると思われる。ネットで検索するとそのハイツ名で住居者募集もされている。

(委員)

そうすると、そこが一番近いのか。

(事業者)

いわゆる人が住んでいる住居としては一番近いと思う。

(委員)

距離的には150~200mぐらいか。

(事業者)

200~300m程度かと思われる。

(委員)

工場自体は工業専用地域になるが、規制基準はあるのか。

(事業者)

規制基準はかかる。

(委員)

第4種区域のものがかかるのか。

(事業者)

特例で近接する区域だとかかる条件があり、今回はそれにかかっている。規制区域から100mまではかかる。今回も発電所敷地境界の北側はかかる。ほとんどは工業専用地域なので規制はないが、工業専用地域と工業地域との境の所で、工業専用地域側に100mだけは同じように規制がかかるとなっている。ほとんどはかからないが、敷地境界の一部の所だけは規制がかかると認識している。

(委員)

分かった。

今日示された添付資料1の計算の方法等について、何か新しいものではないが、出来れば方法書にもこういう形で予測しますということを知りやすく記述してもらった方がよいと思う。何か載せられない理由があるなら省いてもよいが、今の時点で示されるよりは、前もってこういう形で予測していると示される方がより検討がしやすいと思う。

(事業者)

ご意見ありがとうございます。

(委員)

これはいつも言っているが、今日の資料2の5頁の騒音の表の一番下で、「騒音に係る環境基準について」及び「騒音規制法」に基づく「自動車騒音の要請限度」との整合が図られているかを検討する。」とあるが、自動車が走れば規制基準というより環境基準の値があるが、なぜいつも要請限度と比較されるのかなと思う。騒音規制法の17条を見れば分かると思うが、「市町村長は」という文言から始まっていると思う。測定に基づくある値を超えれば、市町村長は公安委員会に要請するというもので、要請限度を比較して要請する場合は、測定は3日間と決められている。今回の測定は1日である。また、阪神間の国道43号線で要請限度を超えていた事例はあるが、要請限度の数値は環境基準と比べ大きいため、それと比較したところで意味があるのかと思う。今までも何回も環境影響評価審査会に出ているが、なぜ要請限度と比較するのか、騒音規制法の17条をもっと読んでもらいたいと思う。アセスの手引書には要請限度が上がっているが、いつもおかしいのではないと思う。わざわざここに書かれることでもなかったのかなと思う。

(事業者)

今のご意見は随分昔から議論になっており、十分承知している。ただやはり、手引書等に記載しているため、敢えて削除することもなかなか難しい点があり、手引書に書いてある以上、やはり整合性を見るべきではないかというご意見をいただくこともあるため、敢えて削除していないというのが実情である。

(委員)

現地の敷地を見た時に、以前の建物の基礎のようなものが残っていたように見えたが、今日の資料の2の4頁の表で、「地形改変及び施設の存在」や「造成等の施

工による一時的な影響」というところは選定されていないが、それはそのまま残して工事をするというのか。取り去るなどはしないのか。

(事業者)

工事においては、「建設機械の稼働」の影響要因で影響を見ようと考えており、もともとある基礎について、撤去が必要なものに関しては、撤去をする。撤去が不要な場合はそのまま残しておくという考えで現在は工事計画を立てている。

(委員)

もし撤去する場合でも、この「建設機械の稼働」の影響要因に入るということでよいのか。

(事業者)

そのような認識をしている。

(委員)

分かった。

(部会長)

12月の審査会総会の時の説明で、確か建設機械で大型のものは海上輸送を検討するという話があったと思うが、今日の説明ではその話は全くなかったが、その辺りはどうなっているのか。

(事業者)

大型機械に関しては海上輸送を検討している。ただし、どこの地点で陸揚げをするのかというところまでは検討が出来ていないので、準備書の段階には明らかにしたいと考えている。

(部会長)

海上輸送は検討しているが、陸揚げ地点はまだ決まっていないということか。

(事業者)

そうである。

(部会長)

分かった。

(委員)

具体的に今日の話と直接に繋がる訳ではないが、振動は相当に近くなければ影響はないが、音については、発生場所から回って行って離れた場所で影響が出るということを私自身も経験している。私の自宅マンションにおいても、多数の住居者から騒音被害の苦情があつて調べてみると、騒音の発生場所は住居者達が考えていた所とは違って、傾斜した公園から音が回ってきていたということがあつた。もしそういうことが起こった場合に、対応されるのかどうかを聞きたい。

(事業者)

そのような苦情があつた場合は、当然会社として真摯な対応をしたいと思う。きちんと対応するという事で考えている。

(委員)

必ず間違いというのは一斉に出てくる。間違つたまま対応しようとしたら、さらに大間違いとなる。そういうことを視野に入れておくのは大切である。それは違

よということをたくさんの人に対して言うということは極めて大変である。あの立地条件では何か有り得るのではないかという気がしないではない。

(事業者)

ご意見ありがとうございます。もしそういう場合になりましたら、きちんと対応させていただきたい。